

奨学金を希望されるみなさんへ

2019年度 奨学金のご案内

(大学院用)

- ・奨学金の採用が決定されるまでには、いくつかの手続きが必要です。
- ・奨学金の種類により、申し込み方法・条件などが異なります。
- ・この冊子には、2019年1月現在の内容を記載しています。
- ・3月下旬に窓口で配布する冊子「奨学金申込要項 2019」には、2019年度の手続き方法・時期などを記載し、申し込み書類を添付します。

奨学金申し込みまでの流れ

Step 1	取扱い奨学金・教育ローンの一覧	
☆近畿大学奨学金（貸与）	p.3～6	参照
近畿大学給付奨学金（給付）	p.6	参照
☆日本学生支援機構奨学金（貸与）	p.7～17	参照
地方公共団体・民間育英団体の奨学金（給付・貸与）	p.22	参照
日本政策金融公庫 国の教育ローン	p.23	参照
近畿大学提携ローン	p.23・24	参照

☆近畿大学奨学金（貸与）
☆日本学生支援機構奨学金（貸与）
の申し込み・手続きの流れ

Step2	事前に必要書類を準備する	
近畿大学奨学金	p.19～20	参照
日本学生支援機構奨学金	p.19～20	参照



3月下旬
配付予定

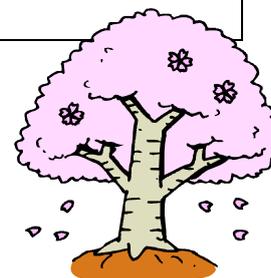
Step3	冊子「奨学金申込要項 2019」を入手する
-------	-----------------------



Step4	申し込み書類を作成する
-------	-------------



Step5	申し込みをする
申し込み受付・手続き期間	4月上旬予定



奨学金・教育ローンの一覧

貸与奨学金：返還の義務がある

（学生本人が借りて返還の義務を負う）

給付奨学金：返還の義務がない

取扱機関	奨学金・教育ローンの名称	対 象	申し込み時期等
近畿大学	奨学金 貸与・無利子	大学院で平成 31 年度分を申し込む人	4 月 ※ 1
	応急奨学金 貸与・無利子	家計急変から 1 年以内の人	随時
	災害特別奨学金 貸与・無利子	災害に遭ってから 5 年以内の人	随時
	給付奨学金 給付	大学院で平成 31 年度分を申し込む人 (他の奨学団体で給付を受けていない人)	募集の際は、大学の奨学金専用掲示板に提示
日本学生支援機構	第一種奨学金 貸与・無利子	大学等で予約採用候補の手続きをした人 (予約採用)	4 月 ※ 2
		大学院で新規に申し込む人 (定期採用)	4 月 ※ 1
		家計急変から 1 年以内の人 (緊急採用)	随時
	第二種奨学金 貸与・有利子 ①利率固定方式 ②利率見直し方式	大学等で予約採用候補の手続きをした人 (予約採用)	4 月 ※ 2
		大学院で新規に申し込む人 (定期採用)	4 月 ※ 1
		家計急変から 1 年以内の人 (応急採用)	随時
	入学時特別増額 貸与奨学金 貸与・有利子	平成 31 年度新入生で第一種奨学金または第二種奨学金に申し込み、所定の条件に該当する人	4 月 ※ 1 (単独で申し込むことはできません)
地方公共 団体・ 民間育英 団体	各種あり 貸与・給付	各団体の指定する申し込み資格のある人	各団体の指定する期間 (おおむね 4 月)
日本政策 金融公庫	国の教育ローン	教育資金を必要とする人	随時
オリエント コーポレーション	オリコ学費サポートプラン	教育資金を必要とする人	随時

※1 3月下旬に奨学金担当窓口で配布する「奨学金申込要項 2019」を受け取り、申し込んでください。

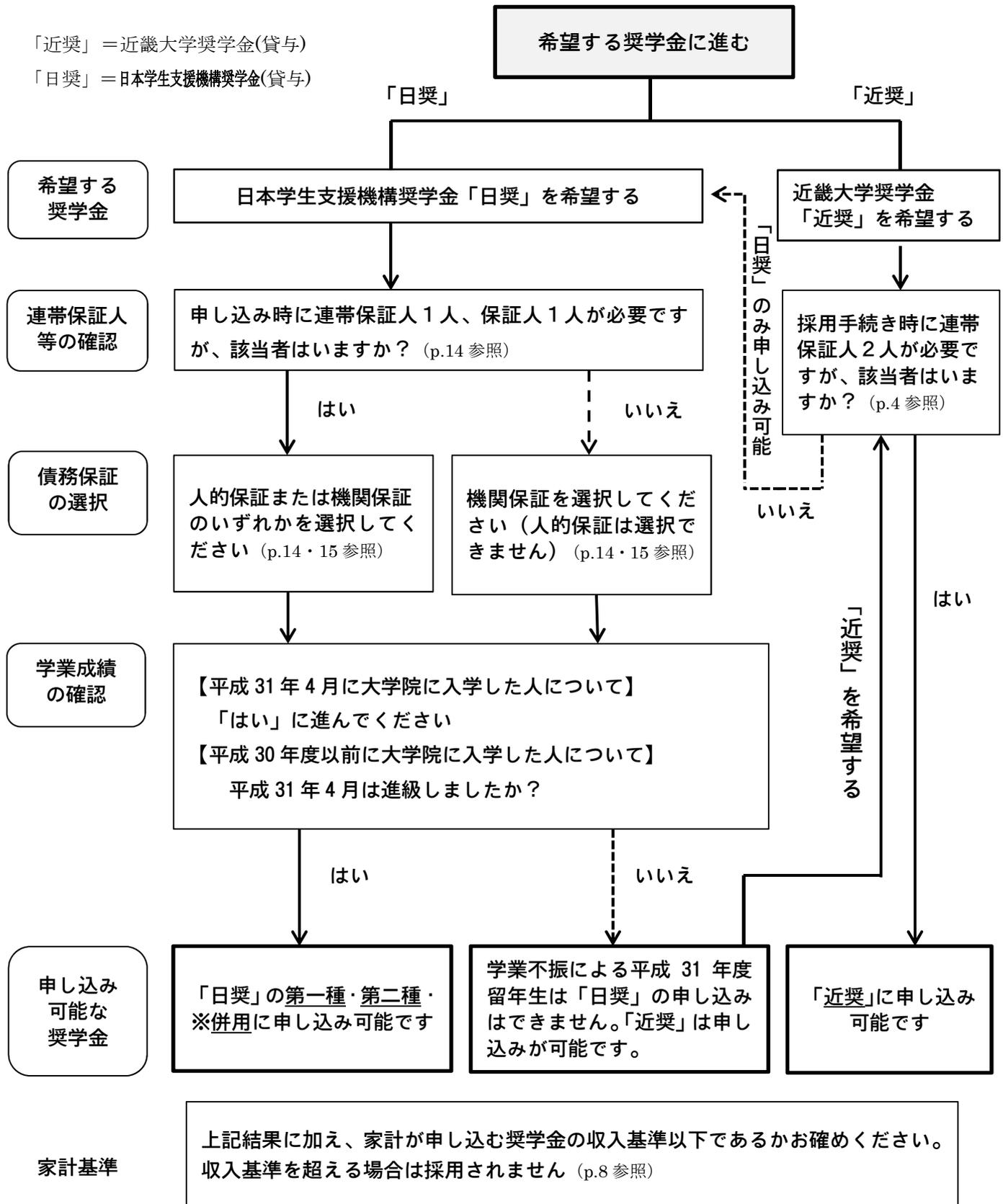
※2 採用候補者として決定された方は、3月下旬に奨学金担当窓口で「平成 31 年度大学院奨学生採用候補者決定通知」をお渡しますので、手続方法を確認してください。

申し込み可能な奨学金

近畿大学奨学金（貸与）・日本学生支援機構奨学金（貸与）

「近奨」＝近畿大学奨学金(貸与)

「日奨」＝日本学生支援機構奨学金(貸与)



※併用とは、第一種奨学金と第二種奨学金を同時に借りることです。

近畿大学の奨学金

近畿大学奨学金（貸与）

本奨学金は、教育の機会均等に寄与するため、健康にして人物・学業ともに優秀でありながら経済的な理由で修学が困難な者に対して、学資の一部を貸与し学業を継続させることを目的としています。

■ 申し込み資格

本学に在学している人で、日本学生支援機構第二種奨学金の家計基準（p.8 表 A 収入基準額）を満たしている人。ただし、申込時および採用時に休学している場合は、申し込みができません。

■ 金 額

年額 600,000 円（法科大学院生は年額 800,000 円）＜一括振込＞

■ 利 子

無利子

■ 採用人数（定員） 平成 31 年度の予定定員（学部・短大含む）

キャンパス	採用人数	キャンパス	採用人数
東大阪キャンパス	426 人	和歌山キャンパス	36 人
奈良キャンパス	52 人	広島キャンパス	41 人
大阪狭山キャンパス	16 人	福岡キャンパス	31 人

■ 選 考

人物・健康・学力・家計について、本奨学金の基準に照らして行い、各定員数の範囲内で採用します。したがって、**申し込み者が全員採用されとは限りません。**

■ 採用内定

- ・採用内定者への通知は、6月下旬の予定です。内定者には採用手続きに必要な書類を配付します。
- ・不採用者には、6月下旬に通知します。選考結果についての電話等による回答はいたしません。

■ 採用手続

- ・採用内定者は、7月上旬に正式採用手続きをする必要があります（東大阪キャンパスの場合。東大阪以外のキャンパスは7～9月）。手続きをしない場合は、採用内定が取り消されます。
- ・手続きの際に、連帯保証人2人が必要です。

連帯保証人とは

- ・奨学生本人と連帯して返還の責任を負います。
- ・下表の①および②の2人が必要です。

①	連帯保証人 (保護者)	父母または父母に代わる保護者
②	連帯保証人 (保護者以外 の方)	原則として次の(ア)～(エ)の条件をすべて満たす人 (ア) 4親等以内の親族(父母を除く兄弟姉妹・おじ・おば・いとこ等) (イ) 本人および連帯保証人(保護者)と別生計かつ別住所 (ウ) 20歳以上かつ65歳未満 (エ) 保証能力のある人(無収入の人は不可)

※以前に本奨学金の貸与を受けた人は、その時と同じ連帯保証人(2人とも)を選任してください。

■ 採用時提出書類

- ・「奨学金借用証書」に学生本人および連帯保証人2人がそれぞれ署名・押印し、提出します。
- ・連帯保証人2人の「印鑑登録証明書」が必要です。
(市町村役場発行の原本で、大学に提出する時点において発行から3カ月以内のものが必要)
- ・提出された「奨学金借用証書」および「印鑑登録証明書」は返却いたしません。

■ 交 付

7月下旬に貸与年額600,000円(法科大学院は800,000円)を一括して、学生本人名義の口座に振り込みます。

※前期授業料の納入期限(5月14日)には間に合いませんので、ご注意ください。

■ 次年度以降も希望する場合

- ・本奨学金は次年度への継続はできません。
- ・次年度以降も希望する場合は、必要年度の4月に申し込みをしてください。
(希望年度前の3月末に奨学金担当窓口で申し込み要項を受け取ってください。)

■ 返 還

- ・修了後に返還します（在学中は返還が猶予されます）。
- ・返還年賦額（1年あたりの返還金額）は、貸与総額に応じて下表のとおりとなり、この返還年賦額で完了するまで返還することになります。

返還総額	返還期間	返還年賦額
60～180 万円	6～18 年	10 万円
240 万円	20 年	12 万円

- ・修了した年の12月末日が1回目の年賦返還期限となります。以降毎年、12月末日となります。退学等の場合は、退学等をした年度の翌年度の12月が1回目の返還となります。
- ・「振り込み依頼書」を12月上旬に大学から郵送します。この所定用紙を使って返還金を振り込みます。振り込み手数料は各自の負担となる場合があります。
※東大阪キャンパスは希望する口座から返還金を引き落としする、口座振替を選択できます。振替日は毎年12月27日です。（金融機関休業日の場合は、翌営業日）
※いずれの金融機関でも振込手数料はかかりません。
- ・返還期日を過ぎると、滞納した割賦元金に対して、年5%の割合で計算した額の延滞利息を徴収します。なお、本人に以下の事情が認められた場合には、大学からの通知催告がなくとも期限の利益を喪失し、直ちに残額を一括してお支払いいただきます。
 - ①返還期日での返還を2度怠ったとき
 - ②大学に届出の住所地に郵便物が届かないなど連絡がつかない状況になったとき
 - ③破産または民事再生の申立があったとき
- ・返還を怠ると、連帯保証人（保護者）・連帯保証人（保護者以外の方）にも返還の督促を行います。なお、督促に関する費用等はすべて奨学生本人の負担となります。

近畿大学応急奨学金（貸与）

近畿大学災害特別奨学金（貸与）

■申し込み資格

◆近畿大学応急奨学金

過去1年以内に家計支持者の失職・破産・倒産・離別・病気・死亡等または火災・風害等により、家計が急変したため緊急に奨学金が必要になった場合。

◆近畿大学災害特別奨学金

過去5年以内に災害に遭い、公的機関から「罹災（りさい）証明書」が発行され、経済的理由により修学が困難な人。

- 金 額 年額 600,000 円<一括振り込み>
- 利 子 無利子
- 申し込み 本大学入学後、奨学金担当窓口で年間を通じて随時相談に応じています。
- 採用手続 近畿大学奨学金（貸与）と同じです（連帯保証人2人が必要です）。
- 交 付 採用後に随時、一括して学生本人名義の口座に振り込みます。
- 返 還 近畿大学奨学金（貸与）と同じです。

近畿大学給付奨学金（給付）

- 申し込み資格 健康にして、人物・学業ともに優秀でありながら、経済的に学資の援助を受けることが必要であると認められる人。また、他の奨学団体で給付を受けていない人。
- 金 額 年額 300,000 円<一括振り込み>
- 申し込み 募集の際は、大学の奨学金専用掲示板に掲示します（5月～6月予定）。
※各キャンパスによって募集時期は異なります。
- 交 付 採用後に一括して学生本人名義の口座に振り込みます（9月末予定）。
- 返 還 返還の義務はありません。



日本学生支援機構奨学金

第一種・第二種奨学金（貸与）

経済的理由により修学が困難である学生に対し貸与されます。奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、毎月決められた金額を返還していかなければなりません。

■申し込みの資格

◆学力基準

大学等ならびに大学院の学業成績により判定し、以下に該当する人です。

第一種奨学金

法科大学院 修士課程 博士前期課程	大学等ならびに大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができるものと認められること
博士後期課程 博士課程	大学等ならびに大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができるものと認められること。

第二種奨学金

法科大学院 修士課程 博士前期課程	次のいずれかに該当すること。 ・大学等ならびに大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができるものと認められること。 ・大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
博士後期課程 博士課程	次のいずれかに該当すること。 ・大学等ならびに大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができるものと認められること。 ・大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

◆家計

- ・申し込み者本人の収入の年額合計が次頁表 A 収入基準額の金額以下の時、選考の対象となります。
- ・配偶者がいる場合は、配偶者の収入を含みます。ただし、定職収入に限ります。

- ・前頁の収入の年額合計とは、定職、アルバイト、金銭・物品など父母などからの給付、奨学金、その他の収入により本人が1年間に得た金額を言います（下記**表 B 収入金額**を参照）。
- ・定職収入が給与所得以外の場合は、収入金額から必要経費を控除した額となります。
- ・前年（平成 30 年）と当年（平成 31 年）の収入金額に変更がある場合は当年（平成 31 年）の収入金額とします。
- ・第一種奨学金は収入金額を超えても申し込みできる場合があります。
（収入基準額超過の許容範囲＝収入基準額の 30%以内）

表 A 収入基準額

※平成 31 年度

	修士課程 博士前期課程 法科大学院	博士後期課程 博士課程
第一種	299 万円	340 万円
第二種	536 万円	718 万円
併用貸与	284 万円	299 万円

(注) 併用貸与：第一種奨学金と第二種奨学金の両方を受けること。

表 B 収入金額

項目	留意点
定職収入	・勤務の条件が常勤で定給を得ている場合のみ ・本人及び配偶者の平成 30 年 1 年間（1 月～12 月）のもの
アルバイト収入	配偶者のものは含まない
父母からの給付額	自宅通学者 本人の日常生活において、金銭・物品を問わず一般的に家計から支出されたものを金額に算定した額、および授業料・通学費・小遣いなど本人に支給又は本人に代わって家計から直接支払った金額の合計
	自宅外通学者 金銭・物品を問わず本人が父母から給付を受けた額および父母などが本人に代わって直接支払った金額の合計
奨学金	現在申請中のものは除く
その他	平成 30 年 1 年間（1 月～12 月）本人の資産から生ずる利子収入、配当、預貯金の取り崩しなど上記収入にはまらない収入

◆その他の申し込み資格

・休学者の申し込みについて

休学中の者には申し込み資格がありません（申し込み時点では休学中ではないが、採用される月の 1 日時点で休学中である者については推薦できません）。

・外国人留学生の申し込みについて

外国人留学生は以下のいずれかに該当する場合に限り申し込み資格があります。

- （1）「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する 特例法（平成 3 年法律第 71 号）」第 3 条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する人
- （2）出入国管理および難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）」で定める在留資格のうち、下表の在留資格をもって本邦に在留する人

※ 出入国管理および難民認定法で定める在留資格（抜粋）

在留資格	本邦において有する身分または地位
永住者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者もしくは民法第817条の2の規定による特別養子または日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者もしくは特別永住者の配偶者または永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

■ 金 額

◆ 第一種奨学金：（月額、選択型）

課程	貸与月額
修士課程 博士前期課程 法科大学院	50,000 円 88,000 円 から選択
博士後期課程 博士課程	80,000 円 122,000 円 から選択

◆ 第二種奨学金：（月額、選択型）

5万円・8万円・10万円・13万円・15万円から選択

（15万円を選択した場合、法科大学院生は4万円または7万円の増額が可能）

※貸与途中の月額変更が可能。

■ 貸与期間

予約採用 （第一種・第二種）平成31年4月分から修了年月分まで

在学採用 （第一種）平成31年4月分から修了年月分まで ※緊急採用を除く。

（第二種）平成31年4月～9月分の希望月から修了年月分まで

■ 選 考

人物・学力・家計について、日本学生支援機構の基準に照らして行います。したがって、**申し込み者が全員採用されるとは限りません。**

■ 推薦内示数（定員）等

- ・下表は全キャンパスの数字です。
- ・臨時採用者、緊急・応急採用者は含みません。
- ・平成30年度の実績であり、平成31年度の予定ではありません。

第一種奨学金 平成30年度の実績

	法科大学院	修士課程 博士前期課程		博士後期課程		博士課程 (医学研究科)	
		1学年	2学年	1学年	2学年 以上	1学年	2学年 以上
申込者数 (注1)	1人	66人	3人	3人	1人	1人	0人
適格者数 (注2)	1人	65人	3人	2人	1人	1人	0人
採用者数 6月採用	1人	65人	3人	2人	1人	1人	0人
採用倍率 (注3)	1.00倍	1.00倍	1.00倍	1.00倍	1.00倍	1.00倍	—

第二種奨学金 平成30年度の実績

	法科大学院	修士課程 博士前期課程	博士後期課程 博士課程 (医学研究科)
	全学年	全学年	全学年
申込者数 (注1)	2人	12人	0人
適格者数 (注2)	2人	12人	0人
採用者数 6月採用	2人	12人	0人
採用倍率 (注3)	1.00倍	1.00倍	—

(注1) 申し込み者数：4月の申し込み者数（定期申込は年1回、4月のみ）。

(注2) 適格者数：学力および家計の基準を満たし、推薦資格のある人。（4月申込時点）

(注3) 採用倍率：適格者数と採用者数の比率。

※平成30年度は推薦内示数（日本学生支援機構に推薦できる限度数）の設定はありませんでした。（適格者を全員推薦可能）

※臨時採用は含まない

■ 採用・交付

- ・6月中旬に交付され、採否の結果を6月下旬に通知します。
- ・選考結果についての電話等による回答はいたしません。

※前期授業料の納入期限（5月14日）には間にあいませんので、ご注意ください。

■ 「返還誓約書」の提出（採用後の手続き）

- ・返還誓約書を定められた期限までに提出されない場合には、既に振り込み済みの奨学金を戻入した上で採用取消となります。
- ・人的保証の場合は次の①～⑤、機関保証の場合は①②⑥の提出が必要です。

① 返還誓約書

② 奨学生本人の住民票 ※マイナンバーが記載がされていないもの

③ 連帯保証人の印鑑登録証明書

④ 連帯保証人の収入に関する証明書

⑤ 保証人の印鑑登録証明書

※4親等以内の親族でない方を保証人にする場合は、「返還保証書」や「収入に関する証明書」が必要です。

⑥ 保証依頼書（兼保証委託契約書）

■ 継続手続き（適格認定）

- ・毎年1月に、奨学金継続の手続きがあります。
（インターネット入力による、「奨学金継続願」を提出します）
- ・手続きが完了すると、大学が継続の認定を行います。
- ・認定された場合、次年度1年間（4月～翌年3月）の貸与が継続されます。
- ・手続きをしない場合は廃止となります（廃止後は復活できません）。
- ・学業不振により留年した場合は、貸与が停止または廃止されます。

■ 返 還

修了後に預貯金口座から自動引落しによって返還します。

◆第一種奨学金（無利子）

月賦返還の例

区分	貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還月賦額	返還回数(期間)
修士課程 博士前期課程 法科大学院 (既修生)	50,000円	24ヵ月	1,200,000円	8,333円	144回(12年)
	88,000円	24ヵ月	2,112,000円	12,571円	168回(14年)
法科大学院 (未修生)	50,000円	36ヵ月	1,800,000円	11,538円	156回(13年)
	88,000円	36ヵ月	3,168,000円	14,666円	216回(18年)
博士後期課程	80,000円	36ヵ月	2,880,000円	15,000円	192回(16年)
	122,000円	36ヵ月	4,392,000円	18,300円	240回(20年)
博士課程	80,000円	48ヵ月	3,840,000円	16,000円	240回(20年)
	122,000円	48ヵ月	5,856,000円	24,400円	240回(20年)

◆第二種奨学金〔有利子〕

- ・申し込み時に利率の算定方法として、①利率固定方式 または ②利率見直し方式のいずれかを選択します。
 - ① 利率固定方式…貸与終了時に決定する利率で最後まで返還する。
 - ② 利率見直し方式…貸与終了後おおむね5年毎に見直しされる利率で返還する。
- ・在学中および返還猶予期間は無利息です。
- ・第二種奨学金の貸与利率は、年利率3%が上限となります。
- ・法科大学院生の増額部分、入学時特別増額貸与奨学金の貸与利率は、別途、日本学生支援機構が定める利率となります。

◆月賦返還の例

大学院（2年制）

貸与月数24ヵ月(貸与始期4月)利率3%と仮定した場合

貸与月額	貸与月数	貸与総額	年利	返還総額 (元本+利息)	返還月賦額	返還回数 (期間)
50,000円	24ヵ月	1,200,000円	3%	1,448,002円	10,055円	144回(12年)
80,000円	24ヵ月	1,920,000円	3%	2,349,227円	15,059円	156回(13年)
100,000円	24ヵ月	2,400,000円	3%	3,018,568円	16,769円	180回(15年)
130,000円	24ヵ月	3,120,000円	3%	4,087,467円	18,923円	216回(18年)
150,000円	24ヵ月	3,600,000円	3%	4,844,592円	20,185円	240回(20年)

大学院（3年制）

貸与月額36ヵ月(貸与始期4月)利率3%と仮定した場合

貸与月額	貸与月数	貸与総額	年利	返還総額 (元本+利息)	返還月賦額	返還回数 (期間)
50,000円	36ヵ月	1,800,000円	3%	2,202,404円	14,117円	156回(13年)
80,000円	36ヵ月	2,880,000円	3%	3,672,102円	19,125円	192回(16年)
100,000円	36ヵ月	3,600,000円	3%	4,844,592円	20,185円	240回(20年)
130,000円	36ヵ月	4,680,000円	3%	6,297,973円	26,242円	240回(20年)
150,000円	36ヵ月	5,400,000円	3%	7,266,917円	30,279円	240回(20年)

※年利率は変動しますが、基本月額に係る貸与利率については、上限である3%で貸与されたものと仮定して計算しています。

※返還総額には卒業から返還開始までの間の利息も含まれています。

■特に優れた業績による返還免除について

- ・大学院において**第一種奨学金**の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全額または一部の返還が免除される制度です。
- ・日本学生支援機構による免除者の認定は、学長から推薦のあった学生について、その専攻分野に関する論文その他文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行われます。

■ 入学時特別増額貸与奨学金【有利子】

平成 31 年度 1 学年入学生において、第一種奨学金については入学年月または日本学生支援機構の定められた年月、第二種奨学金については入学年月を貸与始期として奨学金の貸与を受ける者は、希望により、貸与月額の初回振り込み時に 5 種類の中から選択した額を増額して貸与を受けることができます。ただし、入学時特別増額貸与のみを申し込むことはできません。また、進学前に貸与を受けることもできません。なお、入学時特別増額貸与の申し込みは入学時一度だけに限ります。

第一種奨学金、第二種奨学金の併用貸与を希望する場合に、入学時特別増額貸与を併せて希望する場合も同様です。この場合は、第二種奨学金にのみ増額することになります。

※入学時特別増額貸与奨学金の貸与利率は、日本学生支援機構が定める利率とします。

【入学時特別増額貸与奨学金の種類】

100,000 円・200,000 円・300,000 円・400,000 円・500,000 円
●上記 5 種類の中から選択できます。

【入学時特別増額貸与（有利子貸与）の貸与基準】

第一種奨学金または第二種奨学金の申し込み者で下記の条件のいずれかを満たす人。

- (1) 奨学金申し込み時の家計基準における収入金額が 120 万円以下の人。
- (2) (1)以外の人で「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』を利用できなかったことについて(申告)」に次の書類を添付して提出した人。
 - ①日本政策金融公庫（以下「公庫」という）の「国の教育ローン借入申し込み書（お客さま控え）」のコピー
 - ②融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー
 - ③入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願

※人的保証選択者は連帯保証人および保証人の印鑑登録証明書を添付

(注 1) ②の通知文は、公庫が定める申し込みの要件（借入申し込み人世帯の年間収入（所得）金額が公庫の示す金額以内であること、借入申し込み金額が 350 万円を超えないこと、用途が教育資金であること、保護者等による申し込みであること等）を満たしたうえ、審査の結果、融資できないと判断された方に発行されるものです。したがって、公庫から融資できると判断された方、公庫へ一旦申し込んだ後に当該申し込みを取り下げた方、または公庫が定める申し込みの要件を満たさない方は、入学時特別増額貸与奨学金は利用できません。

(注 2) 入学時特別増額貸与奨学金を利用するための理由で公庫の「国の教育ローン」を申し込む場合（公庫の「国の教育ローン」を利用する意思がない場合）は、公庫において申し込みを受付けてもらえませんので、ご注意ください。

(注 3) 入学時特別増額貸与分の振り込みについて、手続きの時期によって初回振り込み時に送金できない場合があります。

■ 債務保証について

日本学生支援機構奨学金の貸与を受けるためには、債務保証が必要です。

保証には次の2種類があり、申し込み時にいずれかを選択します。

人的保証	連帯保証人、ならびに保証人を選任する。
機関保証	一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証（機関保証）を受ける。

◆人的保証（連帯保証人・保証人を選任する）

連帯保証人1人と保証人1人の計2人必要です。

連帯保証人とは

申込者と連帯して返還の責任を負う人です。原則として「父母」。次の条件すべてに該当する人を選任してください。

- ・申込者が未成年者の場合は、その親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）であること。申込者が成年者の場合は、その父母。父母がいない等の場合は、あなた（奨学生本人）の兄弟姉妹・おじ・おば等の4親等以内の親族であること。
- ・未成年者および学生でないこと。
- ・申込者の配偶者（婚約者を含む）でないこと。
- ・債務整理中（破産等）でないこと。
- ・貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなた（奨学生本人）が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

※連帯保証人に「4親等以内の成年親族」でない人を選任する場合は、一定の条件（注1）を満たす「返還を確実に保証できる人」にしてください。「返還誓約書」提出時に「返還保証書」および基準を満たす収入・所得や資産に関する証明書の提出が必要です。

保証人とは

申込者と連帯保証人が返還できなくなったときに、申込者に代わって返還する人です。原則として「おじ・おば・兄弟姉妹等」。次の条件すべてに該当する人を選任してください。

- ・申込者および連帯保証人と別生計であること。
- ・申込者の父母を除く、おじ・おば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。
- ・返還誓約書の誓約日（奨学金の申込日）時点で65歳未満であること。
- ・未成年者および学生でないこと。
- ・申込者または連帯保証人の配偶者（婚約者を含む）でないこと。
- ・債務整理中（破産等）でないこと。
- ・貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に申込者が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

※保証人に、「4親等以内の成年親族」でない人、または、65歳以上の人、のいずれか（または両方）に該当する人を選任する場合は、奨学生本人および連帯保証人と別生計で一定の条件（注1）を満たす「返還を確実に保証できる人」にしてください。「返還誓約書」提出時に「返還保証書」および基準を満たす収入・所得や資産に関する証明書の提出が必要です。

（注1）年間収入（所得）および資産等の条件 【 】は必要な証明書類

- A 給与所得者：年間収入金額320万円以上【所得証明書、源泉徴収票 等】
給与所得者以外：年間所得金額220万円以上【所得証明書、確定申告書控 等】
- B 預貯金残高 \geq 貸与予定総額【預貯金残高証明書】
- C 固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額【固定資産評価証明書】

※上記A~Cを組み合わせ返還予定総額の保証を証明する場合は以下の通りとします。

- (A+B)：(預金残高/16年)+年間収入 \geq 320万円（所得の場合は220万円）
- (A+C)：(評価額/16年)+年間収入 \geq 320万円（所得の場合は220万円）
- (B+C)：預金残高+評価額 \geq 貸与予定総額
- (A+B+C)：(預金残高+評価額)/16年+年間収入 \geq 320万円（所得の場合は220万円）



申し込み時に選任した連帯保証人・保証人はやむを得ない場合を除き変更できません。

※機関保証制度に加入する場合は、連帯保証人・保証人を選任する必要はありません。

◆機関保証

●機関保証制度のあらまし

- ・機関保証制度とは、連帯保証人や保証人による人的保証に代えて、一定の保証料を保証機関に支払うことにより、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けることができる制度です。
- ・連帯保証人や保証人を確保することが不要になります。
- ・保証業務は、公益財団法人日本国際教育支援協会が行います。

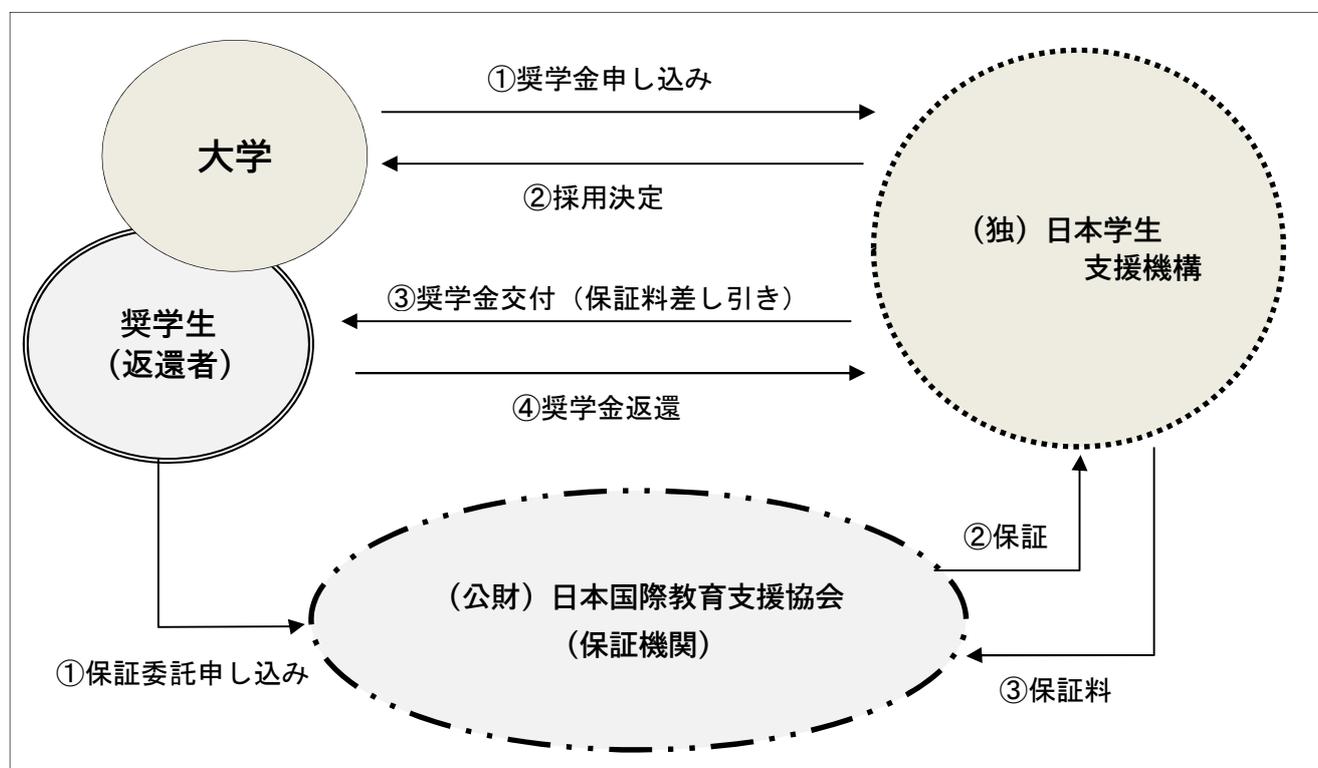
●機関保証制度の仕組み

保証の申し込みから奨学金の貸与・返還まで

- ① 学生本人が学校を通じて日本学生支援機構（以下「機構」という）に奨学金を申し込みます。同時に日本国際教育支援協会（以下「協会」という）に対し保証委託を申し込みます。
- ② 協会が債務の保証をして、機構が奨学生の採用決定をします。
- ③ 機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、奨学生の口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構が奨学生に代わり協会に支払います。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。



採用決定後に機関保証から人的保証への変更は認められません。



■ 保証料の目安（平成 30 年度採用者の場合）

第一種奨学金

区 分	貸与月額	貸与期間	保証料月額
修士課程 博士前期課程 法科大学院 (既修生)	50,000 円	24 カ月	1,517 円
	88,000 円	24 カ月	3,054 円
法科大学院 (未修生)	50,000 円	36 カ月	1,602 円
	88,000 円	36 カ月	3,723 円
博士後期課程	80,000 円	36 カ月	3,065 円
	122,000 円	36 カ月	5,629 円
博士課程	80,000 円	48 カ月	3,635 円
	122,000 円	48 カ月	5,543 円

第二種奨学金

区 分	貸与月額	貸与期間	保証料月額
大 学 院 全 課 程	50,000 円	24 カ月	1,794 円
		36 カ月	1,896 円
	80,000 円	24 カ月	3,080 円
		36 カ月	3,631 円
	100,000 円	24 カ月	4,360 円
		36 カ月	5,473 円
	130,000 円	24 カ月	6,618 円
		36 カ月	7,114 円
	150,000 円	24 カ月	8,334 円
		36 カ月	8,209 円

※この個別保証料は、基本月額に係る貸与利率を 3%として計算されたものです。目安としてご確認ください。

◆個人情報情報機関について

奨学金申し込み時に、「個人情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。この同意書の提出がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

- ①新規返還者については、返還開始6ヵ月経過時点で延滞3ヵ月以上の場合に、個人情報情報機関にあなただの個人情報を提供し、当該機関に情報が登録されます（6ヵ月経過以降は延滞3ヵ月になった時点）。
- ②奨学金の貸与者全員の情報が登録されることなく、延滞者のみが登録されます。
- ③一度、登録されると、その後の返還情報（返還・延滞等）も登録され、返還完了後も5年間は登録されます。
- ④個人情報情報機関に延滞や代位弁済の情報が登録されると、クレジットカードが使えなくなったり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

※個人情報情報機関とは・・・

会員（銀行等）から消費者の個人情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。



平成 29 年度から、第一種奨学金に「所得連動返還方式」が適用されました。

第一種奨学金の奨学生は、「所得連動返還方式」か「定額返還方式（従来の返還方式）」を選択できます。詳細は、3月下旬に配布します冊子「奨学金申込要項 2019」の別冊子「奨学金を希望する皆さんへ」を参照してください。

申し込みから返還までの流れ

◎日程はキャンパスによって異なります

	近畿大学奨学金		日本学生支援機構奨学金
	貸与	給付	大学院で新規に申し込む人や追加・移行希望者 ※
4月	4月上旬 申し込み		4月上旬 申し込み
5月	〈選考〉 不採用になる場合あり	5月～6月 募集案内	〈選考〉 不採用になる場合あり
6月	6月下旬 内定 借用証書提出	6月 申し込み	6月中旬 採用 (毎月奨学金が振り込まれる) ※追加採用の場合もあり
7月	7月 採用 (一括貸与)	〈選考〉 不採用になる場合あり	6月下旬 採用者説明会 ↓ 7月下旬までに 返還誓約書提出
8月			
9月		9月 内定・採用手続き (誓約書提出) 9月末 採用 (一括給付)	
10月			
11月			
12月			
1月			1月 奨学金継続の手続き (継続手続きをしないと奨学金は廃止になる)
2月			
3月			
来年度 4月	来年度も希望する場合は新規で申し込みが必要		4月 奨学金の継続交付 (学業不振による停止または廃止あり)
返還	修了した年の12月から年1回	返還の義務がない	修了した年の10月から毎月

※ 追加・移行希望者(日本学生支援機構奨学金) 現在貸与を受けている奨学金と別の種類の奨学金を追加で申し込みたい方、第一種から第二種、第二種から第一種奨学金への移行を希望する方は新規に申し込みをする手続きが必要です。

★緊急時の奨学金制度★

家計の急変 (主たる家計支持者が失職・病气・事故・会社倒産・死別または離別・災害時) で奨学金を緊急に必要とする場合は、次のような奨学金制度がありますので、奨学金担当窓口まで相談に来てください (随時受付)。

- ・近畿大学 応急奨学金 採用後の流れは上記近畿大学奨学金「貸与」と同じ
- ・近畿大学 災害特別奨学金 採用後の流れは上記近畿大学奨学金「貸与」と同じ
- ・日本学生支援機構 第一種奨学金 (緊急採用) 採用後の流れは上記日本学生支援機構奨学金と同じ
- ・日本学生支援機構 第二種奨学金 (応急採用) 採用後の流れは上記日本学生支援機構奨学金と同じ

申し込みに必要な証明書類

近畿大学奨学金（貸与）・日本学生支援機構奨学金（貸与）

4月に日本学生支援機構・近畿大学奨学金の申し込みをする際に、さまざまな証明書類が必要です。証明書類の中には発行までに時間を要するものもありますので、事前に準備してください。

申込者全員が準備する書類

①成績に関する証明書（原本）

新入生…前所属または、前課程の成績証明書

例：博士前期課程に入学した場合…卒業学部の成績証明書
博士後期課程に入学した場合…前期（修士）課程の成績証明書

在学生…平成30年度末の成績証明書

（例：博士後期課程2学年在学中の場合…博士後期課程1学年までの成績証明書）

※在学生で平成30年度末の成績が未判明の場合は前所属の成績証明書を準備してください。

②申し込み者の収入・所得に関する書類

収入の内容によって提出書類が異なります。詳細については、「収入・所得を確認するための提出書類について」（p.20）の項目をご覧ください。

③申し込み者本人の「奨学金振込口座の通帳」（普通預金口座または総合口座に限ります。）

収入・所得を確認するための提出書類について

奨学金の選考には、本人の収入・所得状況を判定資料として利用しますが、申し込み者に配偶者がいる場合、配偶者の所得も含めて選考します。収入・所得の内容によって提出する書類が変わりますので次の表に該当する書類を準備してください。

1.平成 31 年の収入が、平成 30 年と比べて大きく差がない場合

平成 30 年 1 月から 12 月までの収入・所得の金額がわかる書類を準備してください。

収入・所得の種類	提出書類
定職収入 (本人および配偶者)	給与所得は、平成 30 年分源泉徴収票（コピー）
	給与所得以外は、平成 30 年分確定申告書（控）のコピー（ 税務署受付印のあるもの ） ※電子申告を行った場合は、「申告内容確認票」に「受付結果（受信通知：「メール詳細」画面）」または「即時通知」を添付する。 ※税務署受付印がない場合は 市区町村役場発行の平成 30 年度所得証明書（平成 29 年 1 月～12 月の内容）も提出する。
アルバイト収入 (本人のみ)	アルバイト先の平成 30 年分の収入証明
奨学金	奨学生採用決定通知（コピー）または、奨学金受給額を証明する書類
その他	定職・アルバイト・奨学金のいずれにも当てはまらない収入がある場合は、該当収入金額を証明できる書類 ※父母から給付された学費等の金銭、物品については、証明書の提出は不要です

2.平成 31 年の収入が、退職や就職などにより、 昨年に比べて大きく変化する事が予想される場合

上表（平成 30 年 1 月～12 月までの書類）に併せて、平成 31 年 1 月から 12 月までの収入・所得（見込み）が確認できる書類を準備してください。

収入・所得の種類	提出書類
定職収入 (本人および配偶者)	月収証明書 年収見込証明書「給与支払（見込）証明書」
アルバイト収入 (本人のみ)	
奨学金	奨学生採用決定通知（コピー）または、奨学金受給額を証明する書類 ※平成 30 年度中（31 年 3 月）に貸与が終了する奨学金、または平成 31 年度から開始する奨学金は必要ありません。
その他	定職・アルバイト・奨学金のいずれにも当てはまらない収入がある場合は、当該収入金額を証明できる書類 ※父母から給付された学費等の金銭、物品については、証明書の提出は不要です
退職（定職のみ）	退職証明書または離職票、退職時に発行された源泉徴収票

「奨学金申し込み」についてのQ & A

Q 1 : どの奨学金を申し込めばいいですか？

A1 : p.2の「申し込み可能な奨学金」を参考にしてください。無利子の奨学金は申し込み者が多く採用倍率が高くなります。奨学金がなくては学費の支払いに困る等、強く奨学金を希望する場合は、第二種奨学金を申し込むことをおすすめします。

Q 2 : 日奨の「第一種」と「第二種」を2つ同時にかりることはできますか？

A2 : 可能です。ただし、「第一種」「第二種」「近奨」の3つを同時に申し込みすることはできません。併用貸与は貸与額が多額となり、返済の負担が大きくなるのでご注意ください。併用貸与の選考は採用人数枠が限られているので必ずしも採用されるとはかぎりません。

Q 3 : 現在日奨の第二種奨学生です。第一種に変更することはできますか？

A3 : 可能です。現在貸与を受けている奨学金から移行を希望する場合は新規に申し込みが必要です。近奨を追加希望する場合も同じです。ただし、必ずしも、移行・追加の採用を受けられるとはかぎりません。

Q 4 : 「平成30年分源泉徴収票」の代わりに「平成30年度市民税・県民税納税通知書」でもいいですか？

A4 : 認められません。「平成30年度分源泉徴収票」は平成30年中（平成30年1月～12月）の収入の証明です。「平成30年度市民税・県民税納税通知書」は平成29年中（平成29年1月～12月）の内容です。

Q 5 : 銀行の振込み口座の通帳が統廃合前の古い通帳しかないのですが…。

A5 : なるべく統廃合後の支店名・口座番号を確認しておいてください。不可能な場合は、統廃合後に支店名・店番号・口座番号等に変更がないか確認してください。

Q 6 : 日本学生支援機構奨学金の保証人に知人を選任することはできますか？

A6 : 可能です。ただし、4親等以内の親族でない方を保証人に選任する場合は、「返還誓約書」提出時に「印鑑登録証明書」の他に「返還保証書」や収入の証明書類等の提出が必要となります。

地方公共団体・民間育英団体の奨学金

●近畿大学奨学金・日本学生支援機構奨学金の他に、地方公共団体・民間育英団体の奨学金も取り扱っています。

●地方公共団体・民間育英団体の奨学金で、平成30年度に大学に募集依頼があった団体は下表のとおりです。募集依頼がありしだい校内奨学金専用掲示板に掲示します。募集時期はおおむね4月となっています。詳細は各キャンパスの奨学金担当窓口にお問い合わせください。

給付（返還の義務がない）

団体名称	金額
公益財団法人 アイコム電子通信工学振興財団	月額 50,000 円
公益財団法人 小野奨学会	月額 60,000 円
公益財団法人 佐藤奨学会	月額 30,500 円
公益財団法人 タイガー育英会	月額 15,000 円
公益財団法人 富本奨学会	月額 35,000 円
公益財団法人 中部奨学会	月額 60,000 円
公益財団法人 フジシールパッケージング教育振興財団	月額 60,000 円
一般財団法人 レントオール奨学財団	月額 30,000 円
公益財団法人 吉田育英会（ドクター21）	月額 200,000 円
公益財団法人 川村育英会	月額 60,000 円
公益財団法人 戸部眞紀財団	月額 50,000 円
公益財団法人 香雪美術館	月額 40,000 円～ 50,000 円
公益財団法人 朝鮮奨学会	月額 40,000 円～ 70,000 円
公益財団法人 林レオロジー記念財団	月額 50,000 円
公益財団法人 中村積善会	月額 30,000 円
一般財団法人 鷹野学術振興財団	月額 50,000 円
公益財団法人 山田満育英会	月額 20,000 円
公益財団法人 トランスコスモス財団	月額 50,000 円
京都府城陽市教育委員会	500,000 円 (1人1回限り)
一般財団法人 ナガワひまわり財団	月額 30,000 円
公益財団法人 原科学技術振興財団	月額 40,000 円

貸与（返還の義務がある）

団体名称	金額
公益財団法人 交通遺児育英会	月額 50,000 円～ 100,000 円
公益財団法人 中部奨学会	月額 60,000 円
福井県 ものづくり人材育成修学資金	月額 60,000 円
公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団	月額 70,000 円～ 80,000 円

給付・貸与

団体名称	金額
公益財団法人 中村積善会(給貸与)	月額 80,000 円 (30,000 円は給付、 50,000 円は無利息の 貸与)
あしなが育英会	月額 120,000 円 (うち貸与 80,000 円、 給付 40,000 円)

日本政策金融公庫 国の教育ローン

日本政策金融公庫の国の教育ローンは、無担保のうえ低金利[年利 1.78%、ただし母子家庭、父子家庭または世帯収入（所得）200 万円（122 万円）以内の方は年利 1.38%、平成 30 年 11 月 12 日現在]で、その他の融資条件も他の金融機関に比べて穏やかです。利用できるのは大学院・大学・短大・専修学校などへの進学者の保護者で、学生一人につき 350 万円までの融資が受けられます。在学中でも限度枠の範囲ならいつでも利用できます。

返済期間はどの教育機関もすべて 15 年以内（母子家庭、父子家庭または世帯収入（所得）200 万円（122 万円）以内の方は 18 年以内）です。在学期間内での元金の据置ができます（返済期間に含まれます）。

「国の教育ローン」は日本政策金融公庫国民生活事業の店舗のほか、最寄りの金融機関でも取り扱っています。各自が直接お問い合わせください。

【国の教育ローンに関する相談・お問い合わせ】

ホームページアドレス <https://www.jfc.go.jp/>
教育ローンコールセンター TEL 0570-00-8656
受付時間 平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00

近畿大学提携ローン オリコ学費サポートプラン

「オリコ学費サポートプラン」は近畿大学が「株式会社オリエントコーポレーション（通称オリコ）」とローン提携したもので、各種奨学金制度と同様に学生（保護者）に対して経済的な支援を行うことを目的としています。

「オリコ学費サポートプラン」は学費等をオリコが立替払いして大学に納付し、利用者はオリコに分割支払することで、一時的な負担を軽減することができます。

● 「オリコ学費サポートプラン」の概要

- ・ 利用用途 授業料等の大学納付金
- ・ 申込者 保護者の方（原則保証人は必要）
- ・ 支払方法 通常払い、ステップアップ払い（在学中は分割払手数料のみ支払）、親子リレー払いから選択できます。
- ・ 分割払手数料率 実質年率 3.0%（固定） ※平成 31 年 2 月現在
- ・ 取扱上限額 500 万円、700 万円（薬学部のみ）
- ・ 必要書類 学費の納付書等
- ・ 借入金振り込み オリコから大学指定の口座へ直接振り込まれます
- ・ お支払例 ご利用金額（現金価格）80 万円、月々の分割支払額が 2 万円の場合 20,000 円×42 回（ヶ月）、最終月分割支払額 3,918 円 支払総額 843,918 円、総支払回数 43 回（ヶ月）

※注意事項

- ・ 入学手続き金を提携ローンで納付する場合、申し込み入力は納付期限の 5 営業日前までに完了してください。申し込み入力の翌営業日にオリコから審査結果をご利用者に連絡いたします。
- ・ 入学手続き金を提携ローンで納付する場合、申し込み者の責により、大学納付期日までにオリコからの入金がなければ入学手続きの無効となりますので、本プラン利用にあたっては、自己責任のもと、申し込み手続き・期日等の日程に注意して手続きしてください。

- ・「オリコ学費サポートプラン」契約後、休学手続きや入学辞退等で返金が発生した場合は、大学から学費負担者に返金いたしますが、返金には時間を要します(2~3ヶ月程度)。返金までに発生する利息は、申し込み者とオリコとの契約上、申込者の負担となりますのであらかじめご了承ください。
- ・契約後、入学手続き金等の納付金が大学に直接振り込まれます。申込者の口座には振り込まれません。
- ・「オリコ学費サポートプラン」は近畿大学の在学学生、および近畿大学入学予定者以外の利用は認められません。
- ・入学手続き金を「オリコ学費サポートプラン」で利用される場合、受験した試験制度によっては手続きできないものがあります。

●「オリコ学費サポートプラン」についてのお問い合わせ

オリコ学費サポートデスク (フリーダイヤル 0120-517-325 受付時間 平日 9:30~17:30) で受付しています。

●インターネットからのお申し込み方法・提携ローンの紹介

申し込みホームページは「入学予定の方」と「既に在学中の方」に分かれています。誤ったホームページから申し込みすると無効になりますので、正しいホームページから申し込みをしてください。

【入学予定者向け】

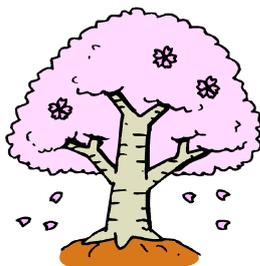
近畿大学入学情報サイト「いくぞ！近大」トップページ(<https://kindai.jp/>)→入試情報・学費→学費・奨学金→教育ローン→近畿大学提携ローン(入学予定のキャンパスのリンクをクリックしてください)
 ※入学予定の方はインターネットからの申し込みとなります。

【在学学生向け】

近畿大学トップページ (<https://www.kindai.ac.jp/>) →学生生活/就職→学費・奨学金→「教育ローン」(在学しているキャンパスのリンクをクリックしてください。)

奨学金申し込みにあたっての注意事項

- ◆お問い合わせは、保護者ではなく学生本人が行ってください。
- ◆貸与奨学金は、学生本人が貸与終了後（卒業後）に返還しなければなりません。
- ◆近畿大学奨学金・日本学生支援機構を申し込む場合は、次回配付する「奨学金申込要項 2019」の内容を必ず確認してください。
- ◆この冊子には授業料減免等の成績優秀者特待生制度について記載しておりません。特待生制度につきましては、入学（在籍）する学部事務部でご相談ください。



奨学金に関するお問い合わせ先

入学・在籍するキャンパスへお問い合わせください

※日曜日・祝日・創立記念日は休みです

●法科大学院・法学・商学・経済学・文芸学・

総合文化・総合理工学・薬学研究科

〔東大阪キャンパス〕

学生部奨学課

電 話 (06)4307-3064

受付時間：平 日 9:00～17:00

土曜日 9:00～12:00

●農学研究科〔奈良キャンパス〕

学 生 支 援 課

電 話 (0742)43-1849

受付時間：平 日 9:00～17:00

土曜日 9:00～13:00

●医学研究科〔大阪狭山キャンパス〕

学務課 奨学金係

電 話 (072)366-0221

受付時間：平 日 8:30～17:30

土曜日 8:30～12:30

●生物理工学研究科〔和歌山キャンパス〕

事務部教務・学生担当 奨学金係

電 話 (0736)77-3888

受付時間：平 日 9:00～17:00

●システム工学研究科〔広島キャンパス〕

学生支援課 奨学金担当

電 話 (082)434-7006

受付時間：平 日 9:00～17:00

●産業理工学研究科〔福岡キャンパス〕

学生支援課 奨学金係

電 話 (0948)22-5655

受付時間：平 日 9:00～17:00